

だい じょう しょうがい りゅう さべつ かん
第13条 障害を理由とする差別に関する
そだん じょげんとう
相談、助言等

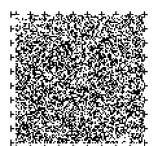
しょうがい りゅう さべつ そだん あどばいす
障害を理由とする差別についての相談やアドバイス



(1) 神奈川県は、障害を理由とする差別についてのトラブルが起きないようになり、解決のために相談したりできる仕組みを作ります。

(2) 神奈川県は、障害を理由とする差別について相談を受けたときには、相談の内容にあわせて次のことをします。

- 神奈川県は、相談に来た人に、アドバイスなどをします。
- 神奈川県は、相談に来た人の関係者に、必要なときには、差別についての相談の内容を伝えます。
- 神奈川県は、市町村に、必要なときには、差別についての相談の内容を伝えます。



だい じょう しゃかいてきしようへき じょきよ
第14条 社会的障壁の除去

しょうがい ひと せいかつ こま
障害のある人の生活しづらいことや困ったこと
をなくすこと

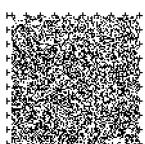


(1) しょうがい ひと せいかつ こま い
障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言
かながわけん ふたん おお ごうりてき
われなくとも、神奈川県は負担が大きすぎないときには、合理的
はいりょ どりょく
な配慮をする努力をします。

ことば せつめい
【言葉の説明】

ごうりてき はいりょ … しょうがい ひと せいかつ こま
合理的な配慮 … 障害のある人が生活しづらいことや困ったことがある
まわ ひと くふう せいかつ
ときに、周りの人が工夫をして、生活しやすくすることです。

(2) しょうがい ひと せいかつ こま い
障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言
じぎょうしゃ ふたん おお ごうりてき
われなくとも、事業者は負担が大きすぎないときは、合理的な
はいりょ どりょく
配慮をする努力をしなければいけません。



だい じょう ぎやくたいとう ぼうし 第15条 虐待等の防止

ぎやくたい お
虐待が起きないようにすること



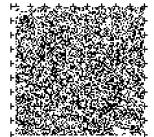
- (1) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待が起きないようにするために、「障害福祉サービス提供事業者」に研修を行います。
- (2) 「障害福祉サービス提供事業者」は、障害のある人への虐待が起きないようにするために、働いている人に研修などをする努力をしなければいけません。

だい じょう ぎやくたい そうきはつこんとう 第16条 虐待の早期発見等

ぎやくたい はや み
虐待を早く見つけること



- (1) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待を見つけたらすぐに連絡することや、連絡の方法を、県民などにお知らせします。
- (2) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待を早く見つけて、早く対応するための仕組みをつくります。



だい じょう しょうがいしゃ かぞくとう たい しえん
第17条 障害者の家族等に対する支援

しょうがい ひと かぞく さぽーと
障害のある人の家族などへのサポート



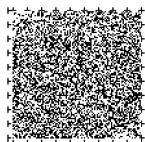
かながわけん しょうがい ひと かぞく かんけいしゃ じょうほう つた
神奈川県は、障害のある人の家族や関係者に、情報を伝えること
あどばいす さぽーと ほんにん ささ せいかつ なか しんぱい
やアドバイスなどのサポートをして、本人を支える生活の中での心配
なことが少なくなるようにします。

だい じょう しょうがいふくし かか せいさくりつあんかてい
第18条 障害福祉に係る政策立案過程への
しょうがいしゃ さんか すいしん
障害者の参加の推進

しょうがいふくし けん かいぎ しょうがいしゃ さんか
障害福祉についての県の会議への障害者の参加



かながわけん しょうがいふくし けん かいぎ しょうがい ひと
神奈川県は、障害福祉についての県の会議に、障害のある人の
さんか すす 参加を進めます。



だいじょうしおうがいしゃしゅたいかつどうそくしん 第19条 障害者主体の活動の促進

ぴあさぽーととうじしゃかつどうほんにんかつどうすす
ピアサポートや当事者活動・本人活動などを進めること



(1) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などの内容を、県民や事業者などによく知ってもらえるように努力します。

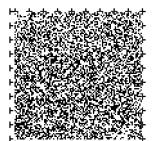
(2) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などをしている人たちが、仲間同士で連絡を取りったり、やりとりしたり、一緒に活動ができるようにサポートする努力をします。

(3) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などを広げるために、日本や海外の活動の情報を集めて、分かりやすく伝える努力をします。

ことば 【言葉の説明】

ぴあさぽーとおなじなやもひとどうしささあ
ピアサポート…同じような悩みを持っている人同士の支え合いのことです。

とうじしゃかつどうほんにんかつどうしおがいひとちゅうしんなかもどうし
当事者活動・本人活動…障害のある人が中心になって、仲間同士で行っている活動のことです。



だい じょう しょうがい しょうがいしゃ しえんたいせい
第20条 生涯にわたる障害者への支援体制
せいび

の整備

しょうがい ひと しょうがい い あいだ
障害のある人の生涯(生きている間のこと)の
さぽーと しく
サポートの仕組みをつくること



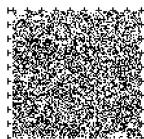
かながわけん じょうがい ひと ひつよう さぽーと しょうがい と ぎ
神奈川県は、障害のある人が、必要なサポートを生涯途切れるこ
となく受けとけることができる仕組みをつくる努力をします。

だい じょう こうれいしゃし さくとう れんけい
第21条 高齢者施策等との連携

こうれいしゃ こ ふくししさく きょうりょく と く
高齢者や子どもの福祉施策と協力して取り組むこと



かながわけん こうれいしゃ こ ふくししさく きょうりょく と く
神奈川県は、高齢者や子どもの福祉施策と協力して、「当事者
めせん しょうがいふくし すす
目線の障害福祉」を進めます。



だい じょう しえんしゅほう かん ちょうさけんきゅう
第22条 支援手法に関する調査研究

しえん ほうほう じょうほう あつ しら
支援の方法の情報を集めたり調べたりすること



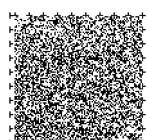
かながわけん しょうがい ひと よ しえん にほん
神奈川県は、障害のある人へのより良い支援をするために、日本
かいがい よ しえん じょうほう あつ しら
や海外の、より良い支援についての情報を集めたり、調べたりする
どりょく
努力をします。

だい じょう ちゅうかくてき やくわり にな きよてん せいび
第23条 中核的な役割を担う拠点の整備

ちいきせいかつ しゃかいさんか すす ば せいび
地域生活や社会参加を進めるための場を整備すること



かながわけん とうじしやめせん しおがいふくし すす しょがい
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくために、障害
ひと ちいきせいかつ さぽーと しょがい ひと しゃかい
のある人の地域生活をサポートすることや、障害のある人の社会
さんか すす ば どりょく
参加を進めるための場をつくる努力をします。

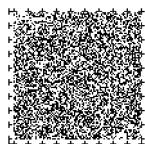


だい じょう ちいきかん きんこう
第24条 地域間の均衡

どこに住んでいても、同じサービスを受けられる
ようにすること



かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし しさく おこな
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」の施策を行うときに、
しょうがい ひと す おな さ ー び す う
障害のある人がどこに住んでいても同じサービスを受けられるよう
に努力をします。



だい じょう じりつしえんきょうぎ かい かつどう すいしんとう 第25条 自立支援協議会の活動の推進等

じりつしえんきょうぎ かい かつどう すす
自立支援協議会の活動を進めること

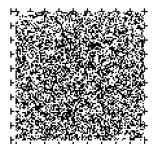


(1) 神奈川県は、障害のある人の支援の仕組みをつくるために、
障害保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を開きます。

ことば せつめい 【言葉の説明】

障害保健福祉圏域 … 神奈川県内を8つの地域に分けた、障害のある
人に必要なサービスを考えるためのグループです。
自立支援協議会 … 障害のある人の支援のために、みんなで話し合い
をする会議のことです。

(2) 神奈川県は、障害のある人が生活している地域の状況に合わ
せた支援の仕組みをつくるために、市町村の自立支援協議会と
協力します。



だい じょう じんざい かくほ いくせいとう
第26条 人材の確保、育成等

しょうがいふくし しごと ひと ふ そだ
障害福祉の仕事をする人を増やして、育てること



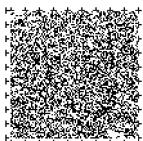
(1) 神奈川県は、障害福祉の仕事をする人を増やします。

また、良い支援ができるようにするために、情報を伝えることや、研修などをします。

(2) 神奈川県は、障害福祉の仕事をする人が、仕事を長く続けられるように、次のことをします。

- ・ 障害福祉の仕事についてのアドバイスをすること
- ・ 障害福祉の仕事をする人が、心や身体が健康でいられるようにすること
- ・ 障害福祉の仕事をする人が、働きやすい場所で仕事ができるようにすること など

(3) 神奈川県は、障害福祉に関する活動や仕事に県民などが関心を持ってもらえるように、障害福祉の仕事について伝えたり、実際の活動の見学や参加ができるようにします。



だい じょう ざいせいじょう そ ち
第27条 財政上の措置

し さ く よ さ ん か ね よ う い
施策に予算(お金)を用意すること



かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すす
神奈川県は、「当事者自線の障害福祉」を進めるために、必要な
よさん かね ようい どりょく
予算(お金)を用意する努力をします。

ふ そ く
附 則

ほか き
その他の決まり

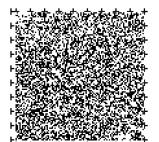


(1) この条例は、令和5年4月1日から始まります。

(2) 神奈川県知事は、この条例が始まってから5年たつたら、この

じょうれい とりく はじ ねん
条例で決まった取組みができているかどうかを確認します。

か あたら おこな
変えたほうがよいことや、新しく行ったほうがよいことについて
て考えます。



さんこうしりょう (参考資料)

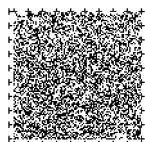
しょうがいふくしざーびすていきょうじぎょうしゃ 【障害福祉サービス提供事業者について】

す
住
ま
い

しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	にゅうしょしせつ しょくじ ふろ てだす 入所施設で食事やお風呂などを手助けする
しょうがいじにゅうしょしえん 障害児入所支援	さーびす サービス
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	ぐるーふほーむ しょくじ ふろ てだす グループホームで食事やお風呂などを手助けする
りょうようかいご 療養介護	びょういん しょくじ ふろ てだす さーびす 病院で食事やお風呂などを手助けするサービス
ふくしほーむ 福祉ホーム	やす きんがく す ばしょ ようい く そだん う 安い金額で住む場所を用意して、暮らしの相談を受けるサービス

く
暮
ら
し

きよたくかいご 居宅介護	へるぱー いえ き しょくじ ふろ てだす そじ ヘルパーが家に来て、食事やお風呂の手助けや掃除
せんたく や洗濯をするサービス	せんたく さーびす
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	なが じかんつか へるぱー 長い時間使えるヘルパー
たんきにゅうしょ 短期入所	みじか にっすう にゅうしょしせつ す さーびす 短い日数を入所施設などで過ごすサービス
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ちいき く しょうがい ひと いえ い みまも 地域で暮らす障害のある人の家に行って見守りするサービス
そうだんしえん 相談支援	しようがい ひと く かん そだん いっしょ 障害のある人の暮らしに関して相談して、一緒に
	かんが さーびす 考えてくれるサービス



お出かけ

で

どうこうえんご 同行援護	め わる しょうがい ひと で さ ぼーと 目が悪い障害のある人のお出かけをサポートする さーびす サービス
こうどうえんご 行動援護	きゅう みち と だ あぶ しょうがい 急に道へ飛び出すなどの危ないことがある障害の ひと で さ ぼーと さーびす ある人のお出かけをサポートするサービス
いどうしえん 移動支援	ひとり で ふあん しょうがい ひと で 一人でのお出かけが不安な障害のある人のお出か さ ぼーと さーびす けをサポートするサービス

働く

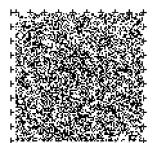
はたら

じりつくんれん 自立訓練	じぶん ふ 自分ができることを増やすことができるよう さ ぼーと さーびす サポートするサービス
しゅうろうういこうしえん 就労移行支援	かいしゃ はたら はじ まえ はたら 会社で働き始める前に、働くことができるよう さ ぼーと さーびす サポートするサービス
しゅうろううていちゃくしえん 就労定着支援	はたら はじ あと なが かいしゃ はたら 働き始めた後に、長く会社で働くことができるよ さ ぼーと さーびす うにサポートするサービス
しゅうろううけいそくしえん 就労継続支援	てだす う はたら 手助けを受けながら働くことができるよう さ ぼーと さーびす サポートするサービス

昼間の活動

ひるま
かつどう

せいかつかいご 生活介護	つね てだす ひつよう しょうがい ひと ひるま じかん 常に手助けが必要な障害のある人が昼間の時間を す さ ぼーと さーびす 過ごせるようにサポートするサービス
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 せんたー センター	しょうがい ひと ちいき ひと いっしょ かつどう かる 障害のある人が地域の人と一緒に活動したり、軽 さぎょう さ ぼーと さーびす い作業をしたりすることをサポートするサービス
しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援	しょうがい こ そだ さ ぼーと 障害のある子どもが育つようにサポートする さーびす サービス



ともに生きる社会かながわ憲章

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において 19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまで「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

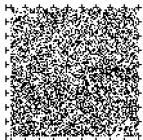
そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日

かながわけん
神奈川県



とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん 当事者目線の障がい福祉実現宣言

こころ こえ みみ かたむ たが こころ かがや めざ
～あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指します～

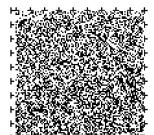
わたし つくい えんじけん ひさん じけん にど お
私たちは、津久井やまゆり園事件のような悲惨な事件を二度と起こさ
ないために、これまでの障がい福祉のあり方を根本的に見直し、「当事者
めせん しよう ふくし だいてんかん ちか こころ
目線の障がい福祉」に大転換することを誓います。それは「あなたの心の
こえ みみ かたむ たが こころ かがや めざ しよう ふくし
声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを目指す障がい福祉」です。

わたし ぎやくたい ぜつたい みと きょうど こうどうしょう かた たい
私たちは「虐待」は絶対に認めません。強度の行動障がいの方に対して、
まわ ひと じぶん きず おと ひかり かびん はんのう す
周りの人や自分を傷つけるから、音や光などに過敏に反応し過ぎるから、
ちょうじかん へや とこ くるま しば つ あんせんあんしん
長時間、部屋に閉じ込めておく、車いすに縛り付けておく、安全安心のた
めにはやむをえないということで、これまでそんな支援が当たり前のよ
うに行なわれていました。

あき ぎやくたい じだい おお か ほうりつ か
しかし、それは明らかに「虐待」です。時代は大きく変わり、法律も変わ
りました。「虐待」の定義も変わりました。それにも関わらず、現場では同じ
しえん ぎやくたい つづ かか げんば おな
ような支援、すなわち「虐待」が続いていたのです。

けんりつしせつ れいがい けん しょう
それは県立施設においても例外ではありませんでした。県として、障が
しゃ たい こころ わ しえん つづ
い者のみなさんに対して、心からお詫びいたします。そんな支援を続けて
じぎょうしゃ はんせい しえん かた か わたし
いた事業者は、みんな反省し、支援のあり方を変えなければならないと私
おも たちは思います。

ぎやくたい ぜつたい ゆる しよう しゃ
「虐待」は絶対に許されることではありません。あなたは障がい者であ
るまえに、人間です。人間だからこそ、一人の人間として尊重されるのは
とうぜん けんり そんちょう
当然の権利です。



わたし 私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考
えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまう
のでしょうか。もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけ
かもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと
かんが 考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。

わたし 私たちはそんなあなたの心の声に一生懸命、耳を傾けます。あなたの
おも 意いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなた
は安心してくれるに違いない。それが私たちにとっても大きな喜びにつな
がるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。

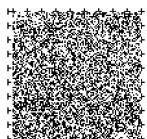
施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよ
う、一緒に考え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしてい
ただく場ではありません。あなたは自分の住む場所を自分で決めることができます。

かつて、周りの人を傷つけるからという理由で、ずっと部屋に閉じ込め
られていた人が、「当事者目線の支援」を受けることになったことで、生き
い生きと働くようになっていました。

支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の光でした。こ
ういう支援が拡がっていけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は
実現できるに違ないと、私たちは確信しました。

どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのい
のちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを障
がい当事者、福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に誓います。

れいわ ねん がつ にち かながわけんちじ くろいわゆうじ
令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治



一緒に考えたメンバー

「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」と一緒に考えてつくったメンバーです。

こにし つとむ
小西 勉

ひーぱるふあーすとよこはま かいちょう
(ピープルファースト横浜 会長)

さるわたり たつあき
猿渡 達明

かながわけんじょうがいしゃじりつけいかつしえんせんたー
(神奈川県障害者自立生活支援センター)

しもじょう あきこ
下条 章子

ひあさぽーたー
(ピアサポーター)

とみた たすく
富田 祐

ぶるーすかいくらぶ かいちょう
(ブルースカイクラブ 会長)

ないとう のりよし
内藤 則義

かながわけんしんたいじょうがいしゃれんごうかい かいちょう
(神奈川県身体障害者連合会 会長)

ならざき まゆみ
奈良崎 真弓

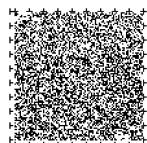
ごー かいちょう
(にじいろでGO! 会長)

またむら あおい
又村 あおい

ぜんこくて いくせいかれんごうかい じょうむりじけんじむきょくちょう
(全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長)

たかの はじめ
高野 元

けんきょうせいしゃかいあどばいざー おぶざーばー
(県共生社会アドバイザー(オブザーバー))





私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話(045)285-0548(直通) Fax(045)210-8854



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる